

令和6年度八峰町起業チャレンジ応援事業補助金

八峰町では町内で新たに起業した個人事業主に対し、起業初年度に取得した事業用の物件（減価償却資産）に対する経費の一部を補助します。

補助対象者	八峰町民で、町内に事業所を設置し、次のいずれかに該当する者 ①新たに事業を開始する個人事業主（開始から2年以内） ②すでに事業を営んでいるが、新分野で事業を開始する個人事業主
対象事業	商工業（対象外事業は裏面参照）で、事業収入（売上）が、100万円以上見込まれる事業（農林漁業は対象外ですが、加工販売を行う場合は対象となります）【6次化はOK】
対象経費	事業開始年に取得し、その年の所得税確定申告書において、減価償却費として計上した償却資産（機械器具類・事業用建物・建物改装費等） ※乗用車（3ナンバー・5ナンバーは対象外です） ※事前に事業計画書を作成し、白神八峰商工会の確認を受けて購入されたものが対象となります。
補助金額	申請した年分の所得税確定申告書において減価償却費として計上した経費のうち、補助対象となる償却資産の経費算入相当額に耐用年数に応じた係数を乗じて得た額 《 例 》 事業のために100万円の機械（耐用年数8年）を7月に購入した場合 減価償却費 係数 補助金額 1年目 62,500円 × 1.2 75,000円 2年目 125,000円 × 1.2 150,000円 3年目 125,000円 × 1.2 150,000円 合計 375,000円（3年間で37.5%） この場合、3年間で37万5千円が補助金として交付されます。 対象資産が複数ある場合、それぞれの対象額を合算し、年間50万円までが対象となります。（上限50万円×3年 最高150万円） ※各年度ごとに申請してください。
その他	申請にあたっては、提出書類の「事業計画書」について、白神八峰商工会の指導を受けて作成してください。実績報告書提出までに白神八峰商工会の会員になること。
申込期間	随時（ただし、当年12月までに導入され、当年分の確定申告の経費に計上される事業であること。）
補助金交付までの流れ	申請→審査会→交付決定→事業実施（購入）→実績報告（確定申告後） →補助金額確定→補助金請求→振込（3月～4月）
成果の公開	実施した事業の内容については、町のホームページや広報等で公開する場合があります。
申込み先 問合せ先	八峰町役場 商工観光課 0185-76-4605 白神八峰商工会 0185-77-3161 ※申請書類等は商工観光課窓口および町ホームページから取得できます。 ※対象外の事業もありますので、申請前に必ず商工観光課へご相談ください。